



2018年5月14日

各 位

会社名 東京ボード工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 弘之
(コード：7815 東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理部長 尾股拓彦
(TEL：03—3522—4138)

業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、2018年5月14日開催の取締役会において、2015年度より導入している当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続及び一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を2018年6月20日に開催予定の第73期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、本制度が、取締役の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであり、また、株主価値の上昇にも資することから、本議案を本株主総会に付議することを決定しました（注1）。
- (2) 本制度の継続は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。2018年度以降の本制度の継続にあたっては、本制度を一部改定（後述）のうえ、設定済みのB I P信託の信託期間を延長します。なお、B I P信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役に交付及び給付（以下「交付等」という。）する仕組みです。
- (4) 取締役が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、取締役退任時となります。

（注1）本議案が承認可決されますと、取締役の報酬は、引き続き、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役、非常勤取締役及び監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」及び「賞与」のみで構成されます。

2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、以下のとおり既に設定している信託の信託期間を延長するとともに、従前の制度から以下の点を一部改定します。

(1) B I P 信託の延長及び延長時における残存株式等の承継

2018年8月31日に信託期間が満了する既存のB I P信託（以下「本信託」という。）について、本株主総会による承認を得たうえで、信託期間の延長及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施します（なお、信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあり得ます。）。また、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が交付が予定される当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長後の本信託に承継します。

(2) 取締役が交付される株式数

取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績達成度及び役位等に応じて、ポイントが付与されます。各取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）を算定し、累積ポイントに応じた株式等の交付等が行われます。

ただし、評価対象事業年度の連結決算において当期純損失の場合は、ポイントの付与は行われません。取締役が付与されるポイントの算定方法の詳細については、下記3. (5)をご参照ください。

(3) 本信託に拠出される信託金の上限額

本株主総会においては、対象期間(※)ごとに本信託へ拠出することのできる金員の上限を110百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。当該信託金の上限は、対象期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額です。

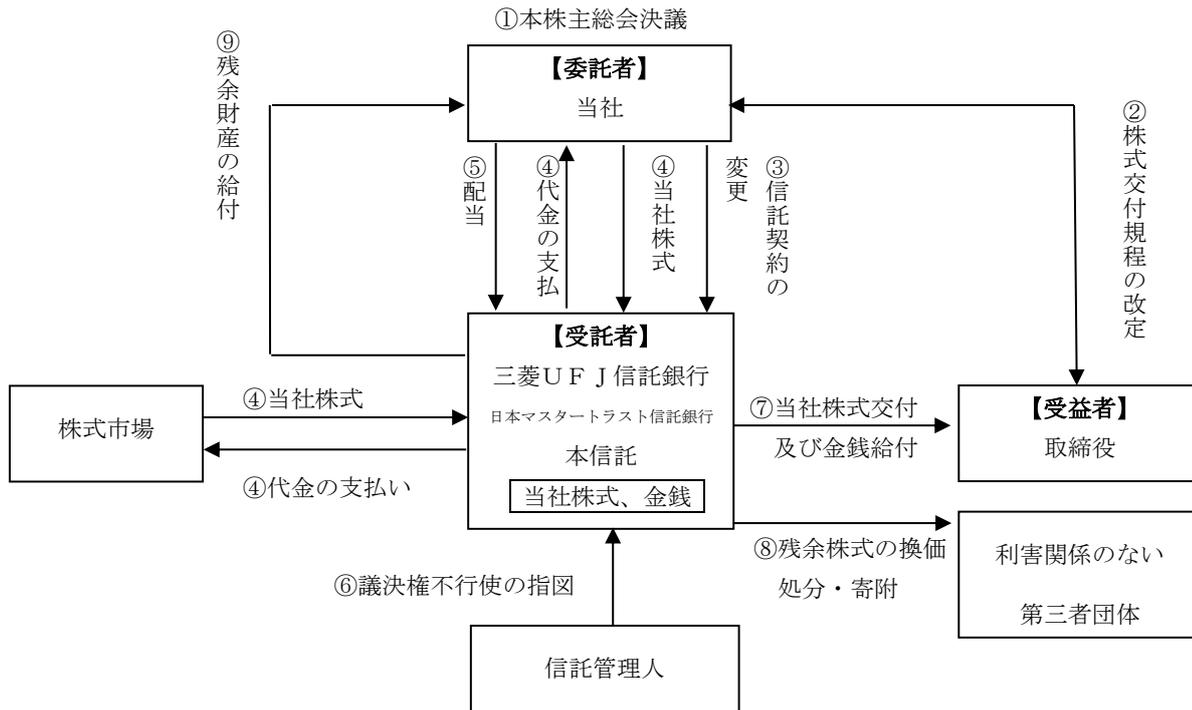
また、信託期間の延長時に追加拠出を行う場合、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存株式等があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(※) 対象期間は、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、再度、信託期間の延長が行われる場合には、以降の各3事業年度とします。

(4) 本信託による取得株式数の上限

本株主総会では、取締役が付与される1年当たりのポイントの総数の上限を14,500ポイントとして承認決議を得る予定であり、かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付等される当社株式等の株数は、かかるポイントに相当する株数の上限に服することになります。また、本信託が取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1年当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株数(43,500株)を上限といたします。

3. 改定後の本制度の概要



- ① 当社は本制度の継続に関して本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の継続に関して取締役会において役員報酬にかかる株式交付規程を一部改定します。
- ③ 当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を追加信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績達成度及び役位等に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、累積ポイントに応じた株数の当社株式等の交付等が行われます。
- ⑧ 毎事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、換価処分の上、当社及び当社役員と利害関係のない第三者団体へ寄附を行う予定となっております。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び当社役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(1) 本制度の概要

本制度は、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（下記(4)(イ)による信託期間の延長が行われた場合は、以降の各3事業年度）を対象として、各事業年度の業績達成度及び役位等に応じた当社株式等を役員報酬として交付等する制度です。

(2) 本制度の継続にかかる本株主総会における決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び取締役が付与を受けることができるポイント（下記(5)に定める。）の1年あたりの上限総数その他必要な事項を決議いたします。

なお、下記(4)(イ)による本信託の継続を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役には、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時の累積ポイントに応じた数の当社株式等の交付等が本信託から行われます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に当社の取締役として在任していること（対象期間中に新たに取締役になった者を含む。）
- ② 取締役を退任していること（※）
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 累積ポイントが決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ ただし、下記(4)(ウ)の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、取締役を退任していないとしても、当該取締役に対して当社株式等が交付等されることとなります。

(4) 信託期間

(ア) 延長後の信託期間

2018年9月1日（予定）から2021年8月末日（予定）までの3年間とします。

(イ) 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあり得ます。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は延長された期間ごとに金銭の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長時に信託財産内に残存株式等があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会の承認決議の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあり得ます。

(ウ) 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間は本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役へ交付等される株式数

取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、評価対象事業年度における業績達成度及び役位等に応じて、ポイントが付与されます。ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われます。

各取締役の退任時に、累積ポイントを算定し、累積ポイントに応じた株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

各評価対象事業年度において、各取締役のポイントは、以下の算定式によって決定されます(1ポイント未満の端数は切り捨てる。)

[ポイント算定式]

$$\text{ポイント} = 14,200 \text{ポイント} \times \text{業績係数}(\ast 1) \times \text{付与配分}(\ast 2)$$

(※1) 当社が評価対象事業年度の期初に発表する業績予想における連結経常利益額に対する当該評価対象事業年度の連結経常利益額の達成度に応じて定まる以下の係数。ただし、評価対象事業年度の連結決算において当期純損失の場合、業績係数は0とする

達成度	業績係数
100%以上	1.0
90%以上 100%未満	0.9
80%以上 90%未満	0.8
70%以上 80%未満	0.7
60%以上 70%未満	0.6
60%未満	0.5

$$\text{達成度} = \text{連結経常利益額実績} \div \text{連結経常利益額 (業績予想)}$$

(※2) 各取締役の役位係数 (a) × 在任係数 (b) を評価対象事業年度末日時点で在任する全取締役の役位係数 × 在任係数の合計で除した数値

役位係数 (a)

会長	0.7
社長	1.0
専務・常務	0.7
取締役	0.5

在任係数 (b)

取締役在任月数	係数 ①
23ヶ月以下	0.5
24ヶ月以上 59ヶ月以下	0.8
60ヶ月以上 119ヶ月以下	1.0
120ヶ月以上	1.2

代表取締役在任月数	係数 ②
23ヶ月以下	0.8
24ヶ月以上 59ヶ月以下	1.0
60ヶ月以上	1.2

代表取締役の場合、係数①と係数②のうち高い係数を使用するものとする。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付等される当社株式等の上限株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の金額及び本信託から交付等される当社株式等の合計株数は、本株主総会で決議されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の金額 110百万円 (※)

※ 信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託に拠出する信託金の合計上限額は、現在の当社の取締役の基本報酬及び賞与等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

本株主総会では、取締役が付与される1年当たりのポイントの総数の上限を14,500ポイントとして承認決議を得る予定であり、かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付等される当社株式等の株数は、かかるポイントに相当する株数の上限に服することになります。また、取得株式数は、かかる1年当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株数(43,500株)を上限といたします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

今般の信託期間の延長時における本信託による当社株式の取得は、上記(6)の本信託に拠出する信託金の上限額及び交付株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しております。取得の詳細については、本株主総会における決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

(8) 当社の取締役に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役が退任する場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイントの75%(単元未満株数は切捨)に相当する数の当社株式については退任後に本信託が交付し、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭が給付されます。

なお、受益者要件を充足した取締役が在任中に死亡した場合、累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式の議決権は行使されません。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、当社及び当社取締役と利害関係のない第三者団体へ寄附するものとします。

(11) 信託終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、本信託の終了時(上記(4)(ウ)による信託期間の延長を行った場合は、延長された信託期間の終了時)に剰余株式が生じた場合は、本信託は当該剰余株式を換価処分し、当社及び当社役員と利害関係のない第三者団体へ寄附するものとします。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 2015年9月17日（2018年7月31日付で変更予定） |
| ⑧信託の期間 | 2015年9月17日～2018年8月末日（2018年7月31日付の信託契約の変更で2021年8月末日まで延長予定） |
| ⑨制度開始日 | 2015年10月1日 |
| ⑩議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 110百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定となっております。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定となっております。 |

以 上